

自動車・バイクをお持ちのみなさまへ **回覧**

自動車税種別割
軽自動車税種別割
の納付は

R3年5月31日(月)

までにお願ひします。

納付は取扱いの銀行・信用金庫・農協・コンビニ等で！



お問ひ合わせ先

自動車税種別割

沼津財務事務所 自動車税課

☎055-920-2019

納税通知書は4月30日に発送しました。
郵便局でも納付できます。

軽自動車税種別割

裾野市役所 税務課

☎055-995-1811

納税通知書は5月6日に発送します。
郵便局でも納付できます。

Q & A

● 税の仕組みは？

自動車税種別割は、4月1日午前零時現在で運輸支局に登録されている自動車（軽自動車を除く）の所有者に1年分課税されます。

二輪、軽自動車の所有者には、軽自動車税種別割（市町村税）が課税されます。

● 手放した車の納税通知書が届いた…

既に手放した車であっても、その年度の4月1日時点の名義人に課税されますので、取引先などと相談して、納期限までに必ず納付してください。運輸支局での登録（名義変更・廃車等）が済んでいない場合は、早急に必要な手続きをしてください。

● 引っ越したら納税通知書が来ない…

自動車税種別割の場合

納税通知書は、原則として車検証に記載されている住所にお送りしますので、住民票を異動しても、車検証の住所を変更していないと届かない場合があります。

5月中旬までに届かない場合は、登録番号（ナンバー）を確認の上、財務事務所までお尋ねください。

軽自動車税種別割の場合

納税通知書は、車検証に記載されている定置場を管轄する市町役場からお送りします。

5月17日頃までに届かない場合は、登録番号（ナンバー）を控えてから、車検証に記載されている定置場を管轄する市町役場にお問い合わせください。

自動車税種別割（軽自動車税種別割）のグリーン化について

環境にやさしい自動車を普及させるため、排出ガスや燃料の環境への負担の程度に応じて、自動車（軽自動車）の税額を軽く又は重くする「自動車税種別割（軽自動車税種別割）のグリーン化」を法律に基づき実施しています。

自動車税納税証明書の電子化について

平成27年4月から、運輸支局にて自動車税の納付確認を電子的に行うことが可能になり、以前は車検又は構造等変更検査時に必要であった納税証明書の提示が省略できるようになりました。（ただし、滞納があると、これまでどおり車検等は受けられません。また、軽自動車、小型二輪自動車の継続検査を受検される方や、自動車税種別割を金融機関等で納付後すぐに継続検査を受検される方等については、納税証明書の提示が必要です。）

詳細については、納税通知書及び同封の手ラシを御覧ください。

